

大分市の財政

(平成24年度版)



平成23年度おおいた景観発見賞受賞作品
『うみねこ』

大分市財務部財政課

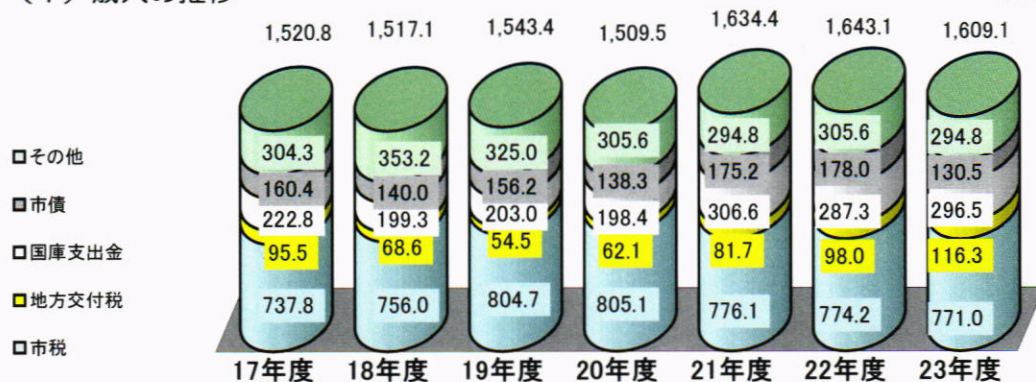
Ⅰ 一般会計の状況（平成23年度決算）

行政運営の基本的な経費や政策的経費が計上されている一般会計の状況を把握することで、大分市の財政状況を見ることができます。

1. 歳入

(1) 歳入の推移

(単位: 億円)



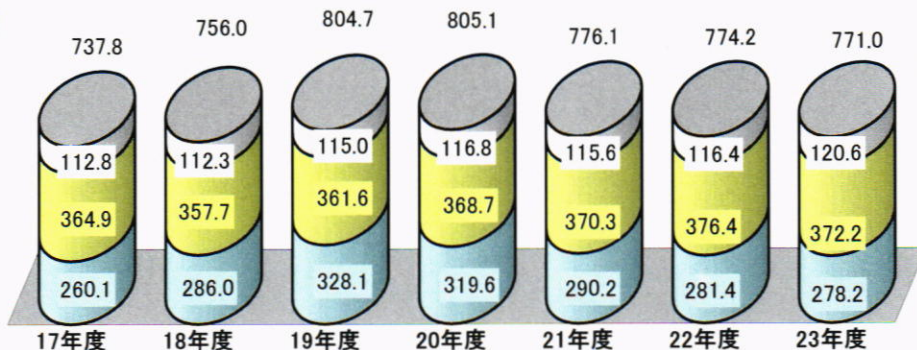
平成23年度歳入は、前年度に比べて約34億円減少しています。主な内訳では、地方交付税が約18億円、国庫支出金が約9億円増加した一方、市債が約48億円の減、市税が約3億円の減となっています。

(2) 市税

(単位: 億円)

市税の推移

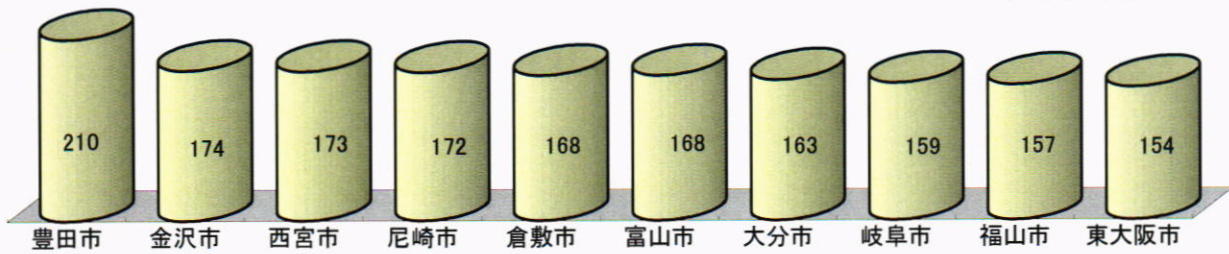
- その他の市税
- 固定資産税
- 市民税



市税は前年度に比べ約3億円減少しています。主な内訳では、市たばこ税が平成22年10月の税率の改定の影響により約4億円、法人市民税が申告額の増により約1億円増加したものの、固定資産税や個人市民税がそれぞれ約4億円減少しています。

市民一人当たりの市税収入(人口40万人台の中核市 上位10市)

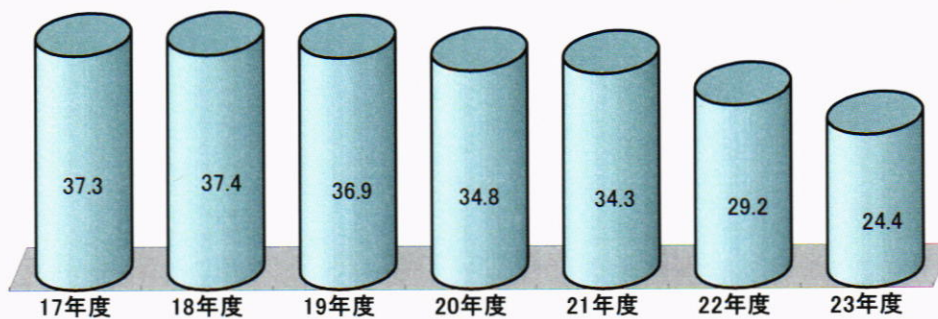
(単位:千円)



市民一人当たりの市税収入は16万3千円で、昨年度から1千円減少しました。また、中核市41市の平均は15万1千円で、大分市は中核市全体で金額の高い方から11番目、人口40万人台の中核市で15市中7番目の位置にあります。

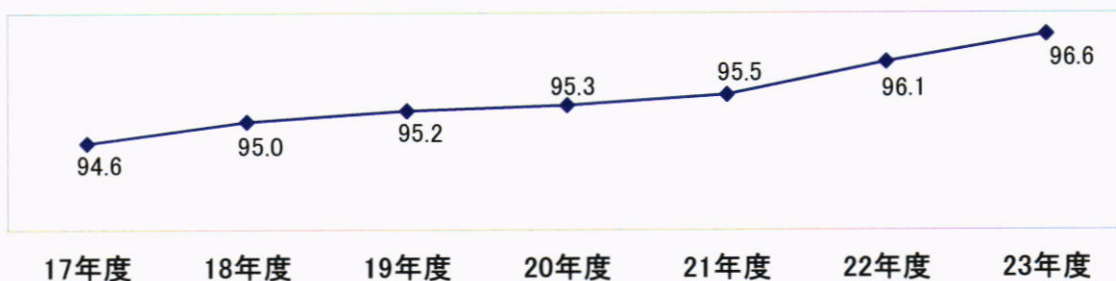
市税の未収入額の推移

(単位:億円)



市税収納率の推移

(単位:%)



市税の未収入額は、平成17年度には約37億円であったものが、平成23年度では約24億円となり、約13億円の減少となっています。

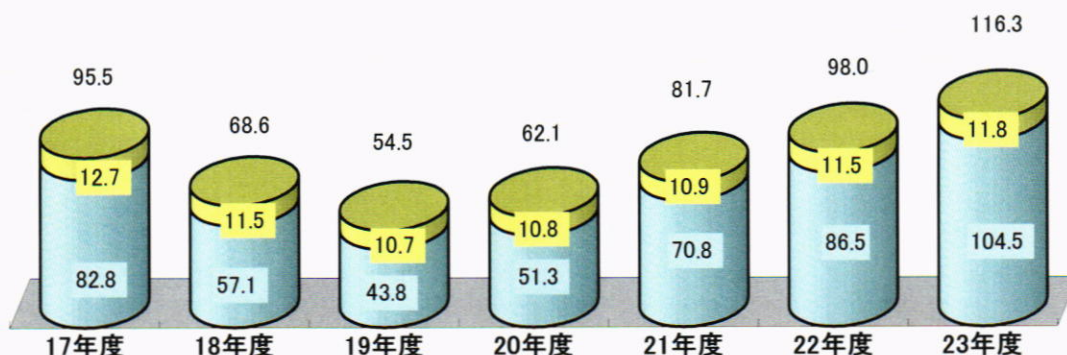
また、市税収納率については、前年度より0.5ポイント上昇しています。

市税は市の収入の47.9%を占めており、事務事業を執行していく上で必要となる財源の根幹となっています。また、市税は市民の方から平等に負担してもらうべきもので、税負担の公平性という観点からも未収入額の解消にさらに努める必要があります。

(3) 地方交付税

(単位:億円)

- 特別交付税
- 普通交付税



地方公共団体は、税収の多い少ない等、その財政力にかかわらず、一定の水準で行政サービスを提供する必要があります。地方交付税は、地方税だけでは標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源を確保することができない団体に対して、不足の度合いに応じて国から交付される財源です。

平成23年度は前年度に比べて約18億円の増加となっています。

普通交付税と特別交付税

地方公共団体が標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源を保障するため、客観的、合理的な一定のルールによって算定した需要額（基準財政需要額）から、税収額（基準財政収入額）を差し引いて得られる財源不足額に対して交付されるものが「普通交付税」で、交付税総額の94%にあたります。「特別交付税」は、災害等、各地方公共団体の特殊事情によって生じた財政需要に対して配分されます。

臨時財政対策債

地方交付税は、所得税や酒税など国税5税の一定割合を財源としていますが、国税5税の大幅な減少などにより生じた地方交付税の財源不足は、国の交付税特別会計で借入を行い、地方交付税額を確保してきました。臨時財政対策債は、平成13年度から交付税特別会計における借入金を廃止していく代わりに、財源不足額の一定割合を地方の負担として発行できることとされた地方債です。償還に要する費用は後年度以降の地方交付税で措置されます。

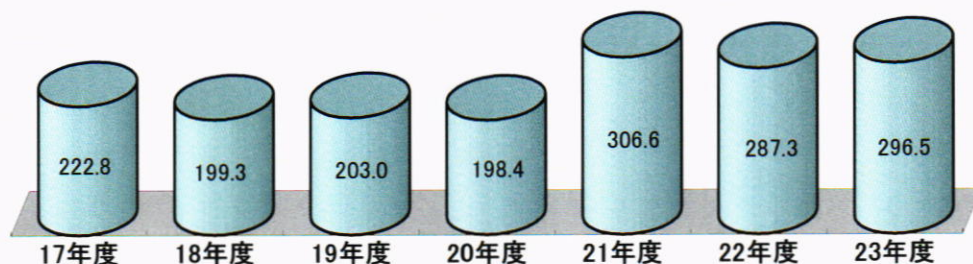
(単位:億円)

臨時財政対策債発行額の推移

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
42	38	34	32	49	81	58

(4) 国庫支出金

(単位:億円)



国庫支出金とは、国が市の行う特定の事務または事業に対し、その助成または財政上の援助を与えるため交付する現金給付で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つがあります。

国庫負担金…事務事業の性質に応じて国がその一部または全部を負担するもの
(生活保護費負担金、保育所運営費負担金など)

国庫補助金…国が政策上の見地から特定の事務事業に対し奨励的・財政援助的に交付するもの

(社会資本整備総合交付金、文化財保存整備費国庫補助金など)

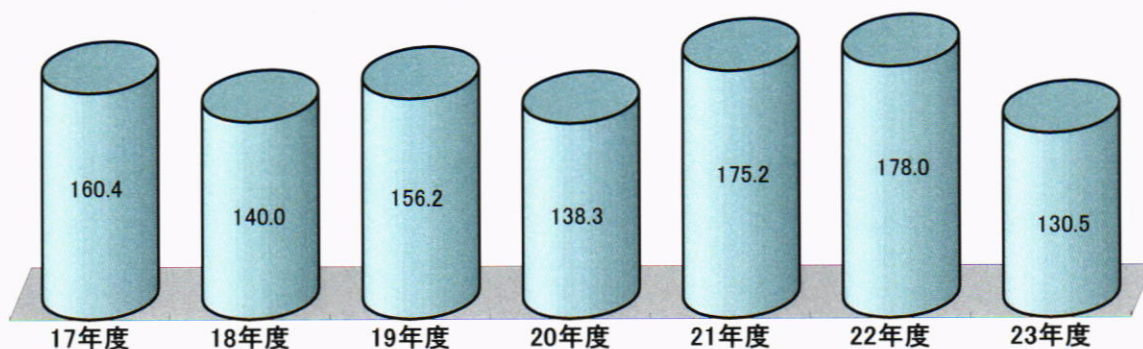
国庫委託金…国の事務の一部を市に委託する場合に交付されるもの

(衆議院選挙委託金、国勢調査委託金など)

(5) 市債

市債借入額の状況

(単位:億円)

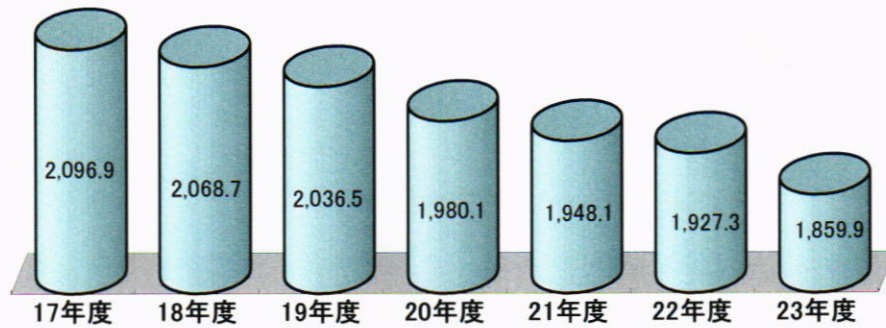


市債とは、市が行う特定の事務事業の財源として調達する借入金であり、その返済が一会計年度を超えるものをいいます。

平成23年度の市債の借入額は臨時財政対策債が約23億円減少したほか、街路事業費の減少等により総額約48億円の減少となっています。

市債残高の推移

(単位: 億円)

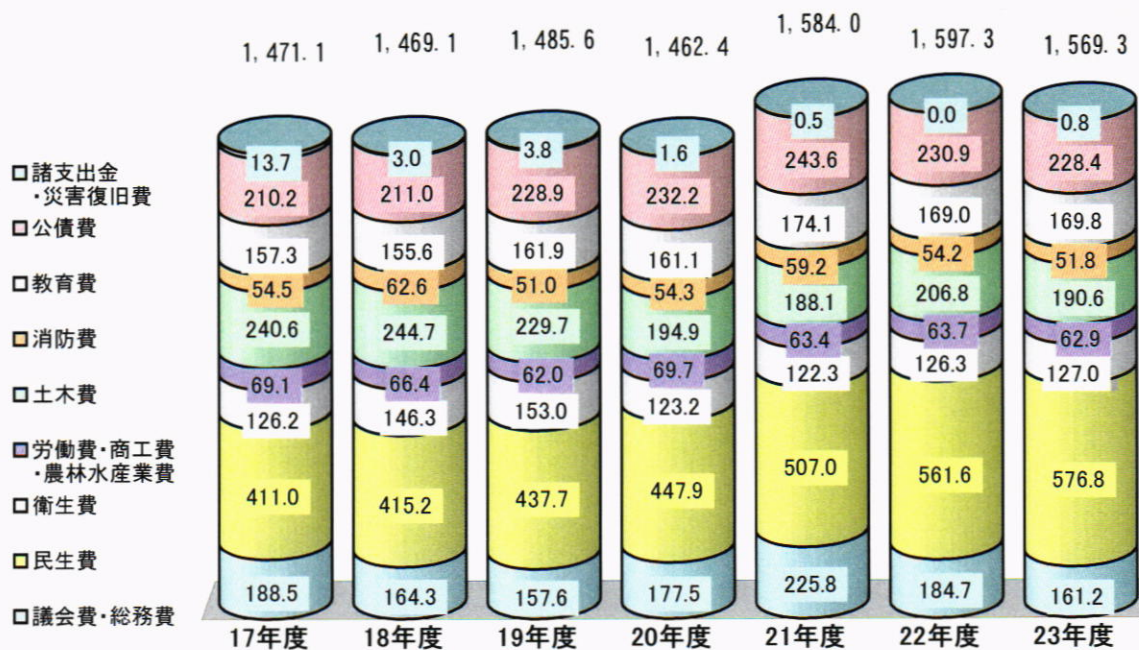


市債残高は、都市基盤施設など社会資本の整備に市債を活用してきたことや国の経済対策などによる公共事業の受入、住民税減税の実施に伴う減税補てん債の発行および交付税の振替えに伴う臨時財政対策債の発行等により平成16年度にピークをむかえましたが、借入額の抑制や繰上償還を実施することにより年々減少しています。

2. 歳出

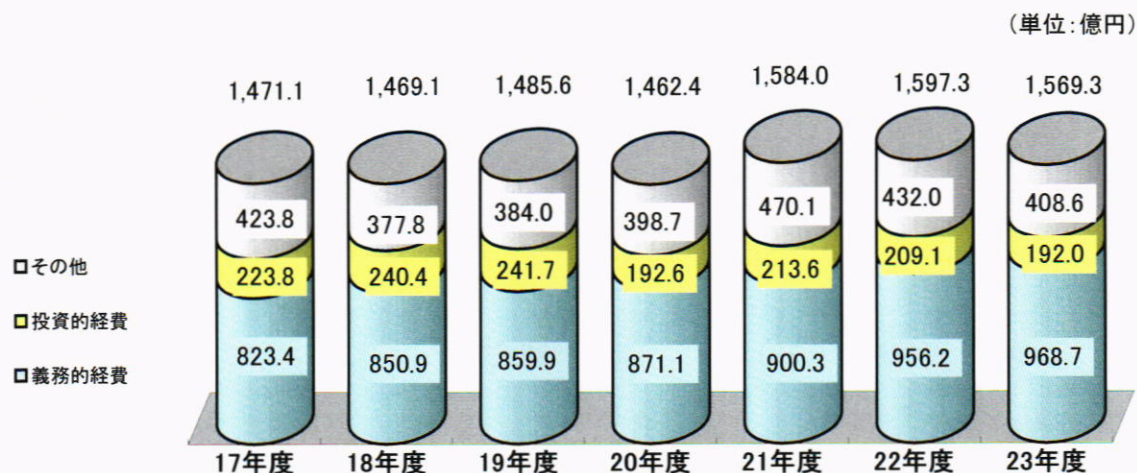
(1) 行政目的別歳出の推移

(単位: 億円)



歳出を見ると、平成23年度は総額で対前年比約28億円の減少となっています。行政目的別では民生費が子ども手当や生活保護費、後期高齢者医療広域連合市町村負担金、障がい者自立支援給付費の増等により約15億円増加となっています。一方、総務費が基金積立金の減少による影響で約26億円減少したほか、公債費が約3億円の減少となっています。

(2) 性質別歳出の推移



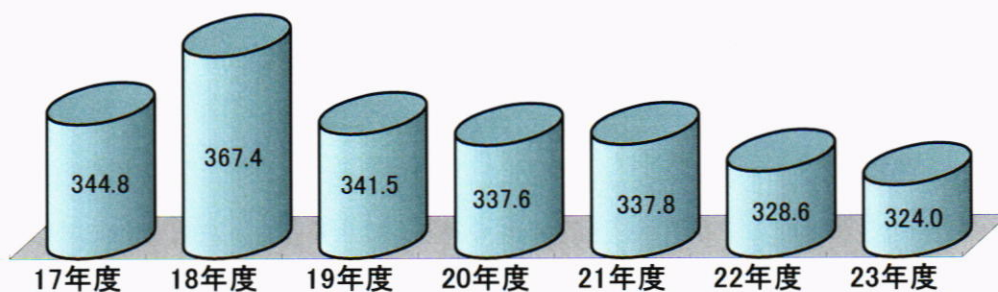
歳出の性質別の推移を見ると、義務的経費は扶助費の伸びが大きく年々増加の傾向にあります。投資的経費は国の公共事業費削減により街路事業の補助事業費が減少したこと等に伴い、前年度に比べて約17億円減少しました。

(3) 義務的経費の状況

義務的経費は、経常的に支出される経費で、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。その推移は以下のとおりとなっています。

人件費の推移

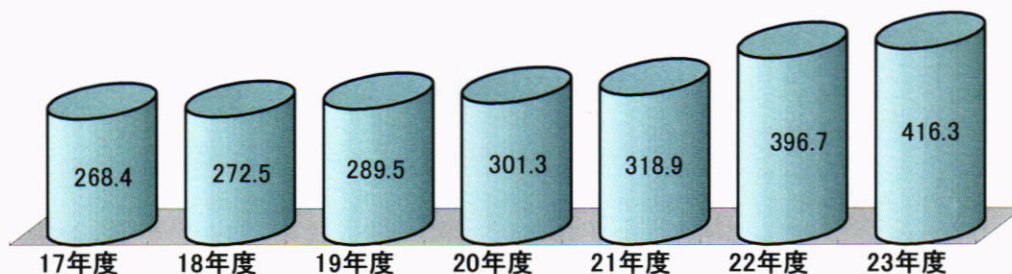
(単位: 億円)



人件費は、各種手当の見直しや人員の削減など行政改革の取組みにより減少しています。平成18年度は定年退職者及び早期勧奨退職者の増により一時的に約23億円増加しました。平成23年度は職員数の減等により約5億円減少しています。

扶助費の推移

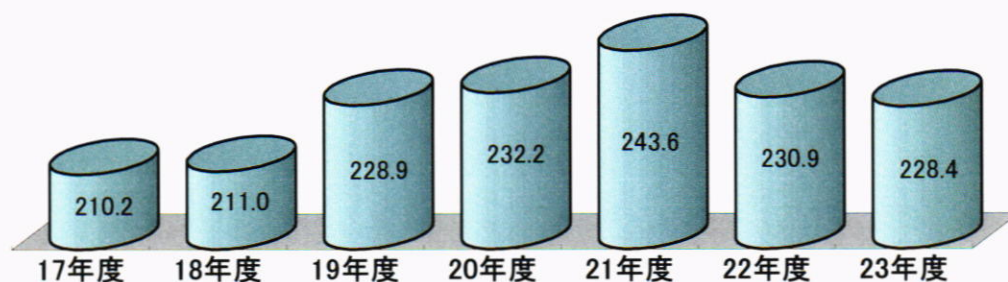
(単位:億円)



扶助費は、生活保護費や障がい者自立支援給付費等社会保障制度の一環として支出される経費で、年々増加傾向にあります。
平成23年度は、子ども手当が通年化された影響や生活保護費の増加で約20億円増加しています。

公債費の推移

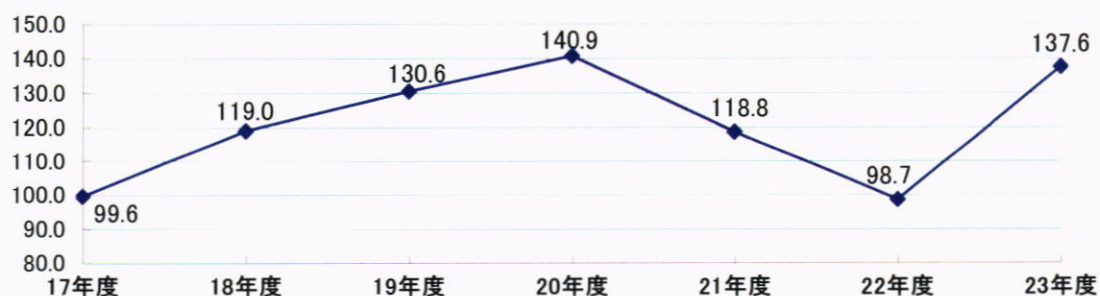
(単位:億円)



公債費は、市が借り入れをした借金(市債)の償還金で、近年実施した経済対策や臨時財政対策債の借り入れのため増加傾向にあり市の財政運営上の負担となっていますが、借入額を抑制した結果今後は減少が見込まれています。
平成23年度は市債残高の減少に伴い、償還額である公債費も約3億円減少しています。

プライマリーバランスの推移

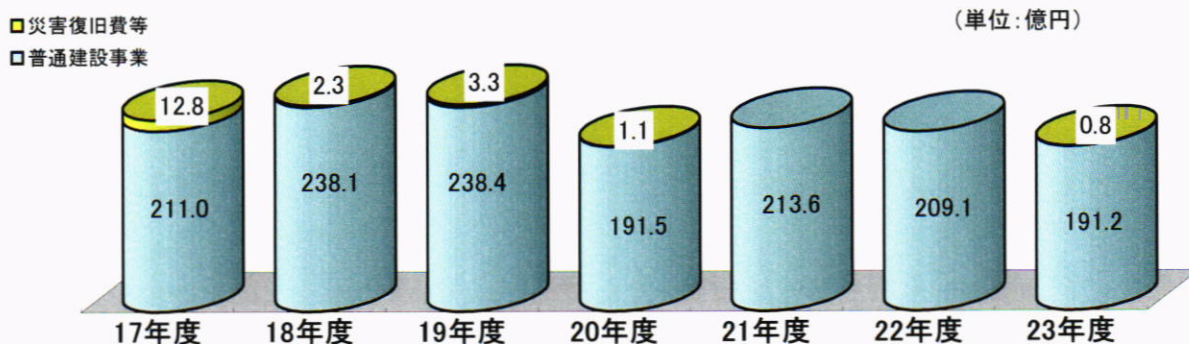
(単位:億円)



プライマリーバランスとは、市債の借入れによる借金を除いた基礎的な財政収支のことで、歳入全体から市債収入を除いたものと歳出全体から公債費を除いたものの差のことをいいます。これが、ゼロで均衡していれば、行政サービスに必要な支出を税金等で賄えていることになります。一方、赤字の場合は税金等だけでは賄うことができないため、市債の借入れによる借金で赤字を補てんしている状態で、将来の世代につけを回していることになります。大分市のプライマリーバランスは、平成15年度以降黒字を保っています。

$$\text{○プライマリーバランス} = (\text{歳入} - \text{市債収入}) - (\text{歳出} - \text{公債費})$$

(4) 投資的経費の状況

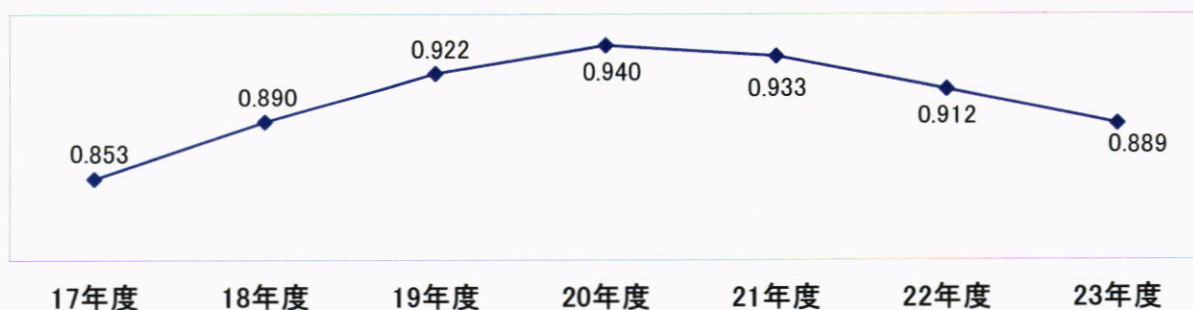


投資的経費は、普通建設事業費や災害復旧費等です。普通建設事業費とは、道路、公園、消防施設、学校等文教施設や公営住宅などの新增設等の建設事業に係る経費です。平成23年度については、前年度に比べ約17億円の減少となっています。

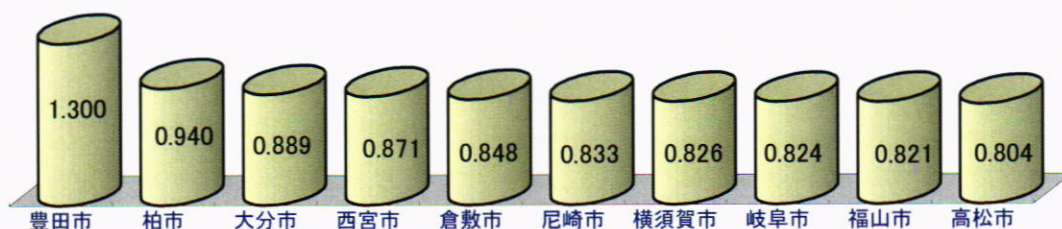
II 財政指標 (普通会計)

1. 財政力指数

(1) 財政力指数の推移



(2) 財政力指数の状況（人口40万人台の中核市 上位10市）



大分市の財政力指数の推移をみると、三位一体改革に伴う税源移譲等により近年上昇傾向にありましたが、平成23年度は前年度に比べ0.023ポイント下降しています。これは、福祉関係をはじめとする行政サービスに係る経費の増加により、基準財政需要額が増加していることによるものです。

大分市は、中核市全体で41市中第8番目、中核市のうち人口規模が大分市と同程度の40万人台の15市と比較すると3番目の位置にあります。

財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表します。基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値で、通常過去3カ年の平均値を指します。この数値が1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされています。この単年度数値が1以上の団体には普通交付税が交付されません。

普通会計

普通会計とは、決算統計上用いられる会計区分で、公営事業会計以外の会計をまとめたものをいいます。個々の団体によって同じ事業でも一般会計で経理している場合と特別会計で経理している場合があるため、地方公共団体間の財政比較が容易に行えるよう調整を行った会計です。

大分市の普通会計は、一般会計から

- ・高崎山海岸線総合整備事業（臨海土地造成事業）
- ・区画整理事業（保留地処分事業）

を差し引き

- ・土地取得特別会計
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計
- ・母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
- ・坂ノ市土地区画整理清算事業特別会計

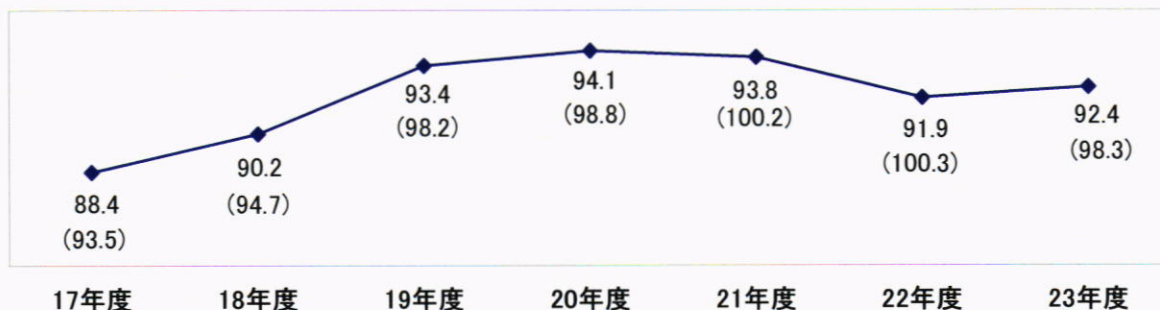
を合わせ、会計間の重複を調整したものです。

2. 経常収支比率

(1) 経常収支比率の推移

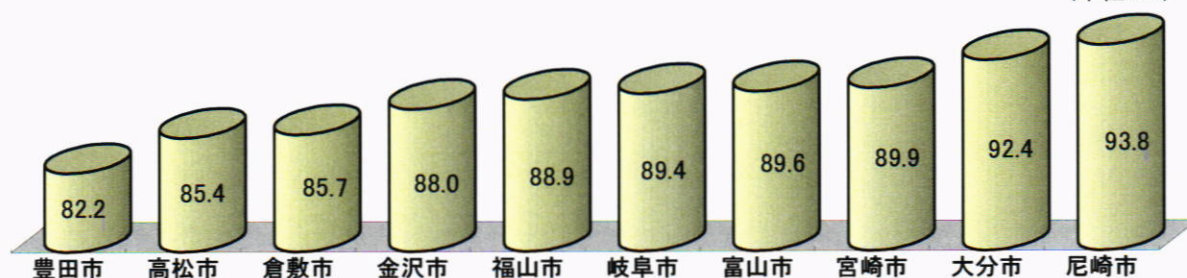
(単位:%)

※()は減税補てん債、臨時財政対策債を除く



(2) 経常収支比率の状況 (人口40万人台の中核市 上位10市)

(単位:%)



経常収支比率は、自主的・主体的に使える市税や普通交付税などの財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充てているかを示す指標です。財政の健全性を表し、都市にあっては70%から80%にあるのが望ましく、80%を超えると投資的経費に充てる財源が少なくなり財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

大分市の経常収支比率は平成8年度以降、80%を超えて推移してきましたが、平成18年度以降は90%を超えています。また、人口規模が40万人台の中核市15市のうちでは9番目、中核市41市では30番目の位置となっています。

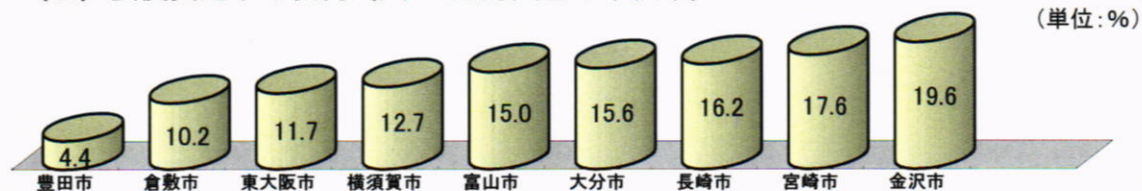
3. 公債費比率及び実質公債費比率

(1) 公債費比率及び実質公債費比率の推移

(単位:%)



(2) 公債費比率の状況（人口40万人台の中核市）



公債費比率は、23年度決算では前年度から0.8ポイント改善しました。また、人口規模が40万人台の中核市9市のうちでは6番目、中核市27市では20番目の位置となっています。※未算定の団体を除く

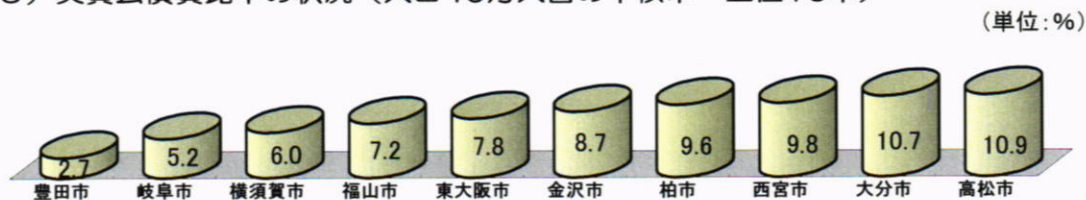
公債費比率

公債費比率とは、自主的・主体的に使える市税などの一般財源をどれくらい市債の返済に充てているかを表しています。一般的には、15%を超すと注意、20%を超すと危険といわれています。

(算定式)
$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{D - C} \times 100$$

- A: 当該年度の普通会計に係る元利償還金
- B: 元利償還金に充てられた特定財源
- C: 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
- D: 標準財政規模

(3) 実質公債費比率の状況（人口40万人台の中核市 上位10市）



実質公債費比率は、23年度は前年度から0.6ポイント改善し、人口規模が40万人台の中核市15市のうちでは9番目、中核市41市では24番目の位置となっています。

実質公債費比率

平成18年度より、地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い導入された財政指標であり、従来の起債制限比率に反映していなかった公営企業等の公債費への繰出金や債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等、公債費類似経費を算入しています。

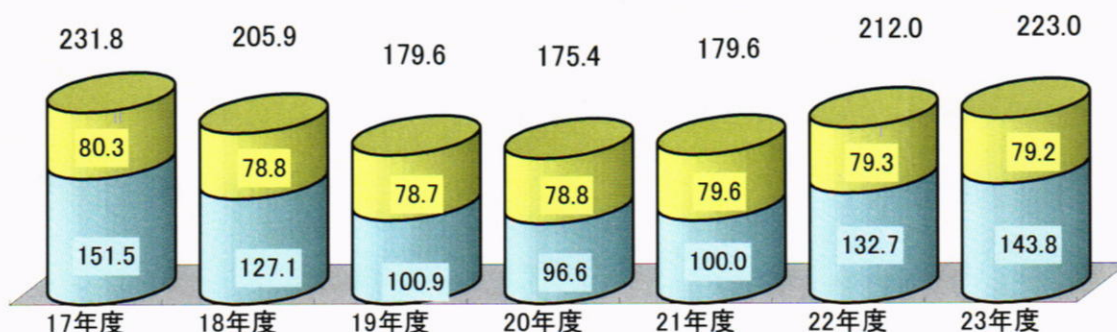
(算定式)
$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

(3か年平均)

- A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)
- B: 地方債の元利償還金に準ずるもの
- C: 元利償還金等に充てられる特定財源
- D: 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
- E: 標準財政規模

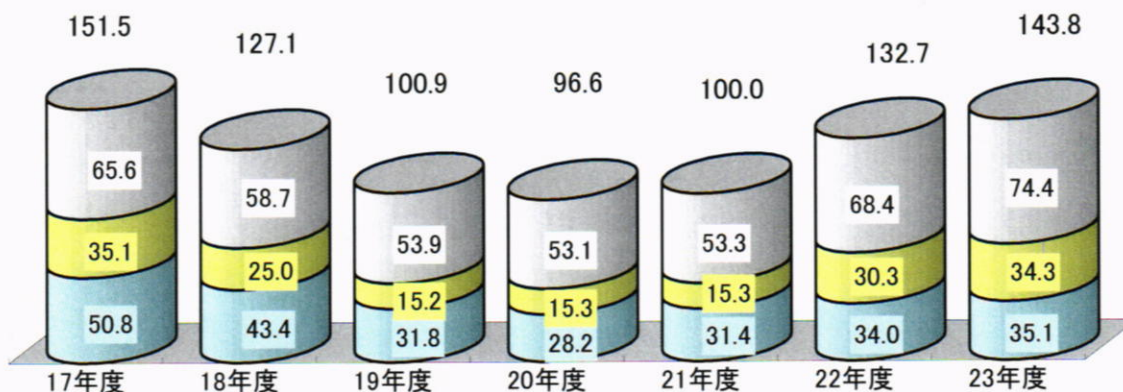
4 基金残高の推移

■ その他の基金
■ 財政調整基金等主要三基金



基金残高は、平成23年度は約223億円になっています。財政調整基金等主要三基金の状況は年々減少傾向でしたが、平成20年度以降積立てを行っており、平成23年度は約11億円増加しました。その他の基金(18基金)の主なものは、福祉振興基金や地域振興基金、地域づくり推進基金などです。

■ 財政調整基金
■ 減債基金
■ 市有財産整備基金



地方公共団体の財政は、経済不況等による税収の落ち込みがあったり、災害の発生等により思わぬ支出を余儀なくされることがあります。このような事態にそなえ、長期的な視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に基金として積み立てをしておく必要があります。このように、年度間の財源調整として活用するために積み立てられた基金が、財政調整基金、減債基金、市有財産整備基金です。23年度はこれらを約11億円積立てました。なお23年度末の残高は、約144億円となっています。

5 健全化判断比率

財政健全化法につきましては、夕張市の財政破綻を機に議論が進み、平成19年6月に国会で可決成立し、同年6月22日に公布されました。これにより平成19年度決算より一部施行となり、4つの指標を公表しております。

4つの指標のうち1つでも早期健全化基準以上になった場合、財政健全化計画を策定する必要があります。その計画は議決と、県知事への報告が必要であり、また取り組み状況を市民に公表しなければなりません。

また、財政状況がさらに悪化して、3つの指標のうち1つでも財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を健全化計画と同様に策定・議決・公表し、総務大臣に報告する必要があります。

実質赤字比率

実質赤字比率とは、標準財政規模に対する、一般会計等の歳入総額から歳出総額を差し引いた赤字額の比率です。

$$\text{(算定式)} \quad \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- 実質赤字額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)
- 標準財政規模：地方財政法に規定する標準的な規模の収入の額として算定した額
- 一般会計等：一般会計及び特別会計の一部(土地取得、住宅新築資金等貸付事業、母子寡婦福祉資金貸付事業、坂ノ市土地区画整理清算事業特別会計)
- 早期健全化基準：11.25%
- 財政再生基準：20%

※平成23年度は収支が黒字でしたので、比率はありません

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、水道会計等を含めた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{(算定式)} \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}((A+B)-(C+D))}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- 連結実質赤字額：次のA+Bの合計額がC+Dの合計額を超える場合の当該超える額
- A：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
- 実質黒字額：歳入(繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く)が歳出を超える場合の当該超える額

○対象となる会計：一般会計及び各特別会計（国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計）、公営企業会計（水道事業会計、公共下水道事業会計・公設地方卸売市場事業特別会計・農業集落排水事業特別会計）

○早期健全化基準：16.25%

○財政再生基準：30%

※平成23年度は収支が黒字でしたので、比率はありません

実質公債費比率

11ページ参照

○早期健全化基準：25%

○財政再生基準：35%

※平成23年度は10.7%

将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（将来負担額）の標準財政規模に対する比率

（算定式） 将来負担比率 =

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

【将来負担額の内容】

- A：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- B：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- C：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- D：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- E：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- F：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- G：連結実質赤字額
- H：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

【将来負担額から控除されるもの】

- I：A～Fに充当することができる地方自治法第241条の基金
- J：特定財源見込額
- K：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- 対象となる会計：一般会計等、各特別会計（連結実質赤字比率の対象に後期高齢者医療特別会計を加えたもの）、公営企業会計、一部事務組合、広域連合、地方公社、第三セクター等
- 早期健全化基準：350%
- 財政再生基準：なし

※平成23年度は83.2%